様式第3号（第4条関係）

美幌町高齢者等緊急通報装置貸与決定（却下）通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

美幌町長

　美幌町高齢者等緊急通報装置設置事業実施要綱第4条第2項の規定により、次のとおり貸与を決定（却下）したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者氏名 |  |
| 　１　貸与する |
| 　２　貸与しない　　　（却下理由） |
| 　３　設置費用負担金　　　　　　　　　円　 |
| 　４　注意事項1. 電話基本料金及び通話料金は借受者が負担するものとする。
2. 借受者は緊急通報装置の維持管理に万全を図り、目的以外に使用しないものとする。
3. 借受者は故意、重大な過失により機器等を棄損、滅失した場合はその損害を賠償するものとする。
4. 貸与期間は、設置の日より借受者が必要でなくなった日までとし、不要となったときは、速やかに返還することとする。
5. 納付された負担金については、原則返還しないこととする。
 |

<問合せ先>

美幌町福祉部保健福祉課高齢介護グループ

電話0152-77-6543